

通常分高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）のご案内 令和4年7月1日

次頁もご覧ください

高校生等がいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付金制度です。

高等学校等就学支援金制度とは別に申請手続きが必要です。ご注意ください。

○ 支給要件

令和4年7月1日(基準日)現在、兵庫県内に在住している保護者等で以下の支給要件を全て満たす方

- ① 就学支援金制度の対象である高校生等の保護者等であること
- ② 令和4年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)又は令和4年7月1日現在、生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ③ 平成26年度以降に入学した生徒が、令和4年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていないこと
- ④ 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回以上)給付されていないこと(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- ⑤ 家計急変世帯対象奨学給付金を受給していないこと
- ⑥ 保護者等が兵庫県内に住所を有していること
※兵庫県内以外に住所を有している方は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- ⑦ 対象となる高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生を除く))の支弁対象でないこと

○ 支給額及び申請手続き

奨学給付金の支給額及び提出書類は世帯区分に応じて、以下のとおりとなります。

別紙記入例及び記入上の注意事項(裏面)をよく読んでください。

○ 締切及び提出先

令和4年7月15日(金)16:55まで期限厳守
配布した封筒に入れて担任まで提出して下さい。

	生活保護(生業扶助)受給世帯	年額 32,300円
①	【提出書類】 ① 「高校生等奨学給付金受給申請書 ^{様式1-1} 」(青色の紙) ※【1】申請内容通常分に☑を入れてください。 裏面も記載箇所がありますので両面記載してください。 ② 令和4年7月1日以降発行の「生活保護受給証明書(保護の種類に生業扶助、世帯全員が記載されているもの)」	
保護者等全員の令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯		
	全日制又は定時制の高校生等	年額 114,100円
②	【提出書類】 ① 「高校生等奨学給付金受給申請書 ^{様式1-1} 」(青色の紙) ※【1】申請内容通常分に☑を入れてください。 裏面も記載箇所がありますので両面記載してください。 ② 保護者等全員個人番号カードの写し又は令和4年度課税証明書等(控除対象配偶者でも省略できません) ③ 生徒本人の健康保険証の写し	
	2人目以降の全日制又は定時制の高校生等	年額143,700円
③	【提出書類】 ① 「高校生等奨学給付金受給申請書 ^{様式1-1} 」(青色の紙) ※【1】申請内容:通常分に☑を入れてください。 裏面も記載箇所がありますので両面記載してください。 ② 保護者等全員個人番号カードの写し又は令和4年度課税証明書等(控除対象配偶者でも省略できません) ③ 生徒本人及び兄弟姉妹の高校生等の健康保険証の写し ④ 兄弟姉妹も給付金を申請している場合は、その兄弟姉妹の奨学給付金申請書の両面写し ※生徒を第2子として扱う場合は、第1子の給付金申請書の両面写し	
③	当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等(ただし、全日制又は定時制に限る)	年額143,700円
	【提出書類】 ① 「高校生等奨学給付金受給申請書 ^{様式1-1} 」(青色の紙)	

	<p>※【1】申請内容:通常分に☑を入れてください。 裏面も記載箇所がありますので両面記載してください。</p> <p>② 保護者等全員個人番号カードの写し又は令和4年度課税証明書等(控除対象配偶者でも省略できません)</p> <p>③ 生徒本人及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹全員の健康保険証の写し</p>	
④	通信制の高校生等(本校は該当しません)	年額 50,500円

※②、③で申請される方におかれましては、添付書類として「健康保険証(写)」がございましたが、被保険者番号・記号部分をマスキング(黒塗り)してご提出ください。

補足

- 1 兄弟姉妹で高校生等がいる場合は各々申請が必要です。同じ学校に通学している場合でもそれぞれ申請してください。
- 2 控除対象配偶者等の理由により所得の申告を行っていない場合は、お住まいの市町村窓口で申告のうえ道府県民税所得割及び市町村民税所得割の状況の証明書類の発行を受けてください。
- 3 課税時点で海外に在住していることにより保護者等全員の課税証明書が取得できない場合は制度対象外です。
- 4 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税かどうかは「令和4年度課税証明書」ほか「令和4年度給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書」や「令和4年度市町村民税・県民税税額決定納税通知書」でもご確認いただけます。
詳細は事務室までお問合せください。
- 5 「令和4年度課税証明書」の発行を受ける場合の手数料は自己負担となります。

給付金の支給予定

給付金は保護者等の口座に、年額を一括で年末頃※に振り込む予定です。
※認定作業の状況により、遅れる場合もあります。

注意事項

例年、提出期限を守られない方や書類・記載不備・チェック漏れが多数見受けられ、正式に受理できず、支給に大幅な遅れが生じています。
円滑な支給事務へのご協力をお願いいたします。

〔お問合せ〕 明石商業高等学校事務室

TEL078-918-5950

執務時間：平日 8:25～16:55